

個人情報保護と利用を調整する新たなプライバシー理論の構築

研究代表者

音 無 知 展

京都大学大学院法学研究科 准教授

1 はじめに

本研究では、デジタル化の進展に伴って個人情報の利用が社会のさまざまな領域で不可欠になっていることを前提に、個人情報の保護と利用をどのように調整すべきかという問題を、プライバシーの基礎理論から再検討した。とりわけ、医療データベースや医療用AIの開発のように、多数の個人から収集された情報を分析することによって社会的に有用な知識が生み出される場面では、本人の同意の有無を中心に据えた従来の議論では、個人情報の利用がもたらす利益と不利益の全体像を十分に把握できない場合がある。また、プライバシーを強く保護することは、情報の流通を妨げ、表現の自由や知識の形成と緊張関係に立つと理解されることも少なくない。そこで本研究は、個人情報をただただ秘匿されるべき対象としてではなく、知識形成にも用いられる一種の情報資源として捉え、その適切な配分を規律するものとしてプライバシーを再構成することを目指した。以下では、ある主体に個人情報の収集や利用、提供を認めることを、個人情報という資源を当該主体に配分する、と捉えて論じる（プライバシーを知識コモンズのガバナンスとして捉える見解としては、Sanfilippo, Frischmann & Strandburg [2021]）。

本研究の中心的な成果は、プライバシーを「安定性」という概念によって捉える理論を構築したことである。ここでいう安定性とは、ある個人情報の取扱いについて、その本人だけでなく、第三者たる個人や情報の取扱い主体を含む関係者のいずれもが、その取扱いを拒否する合理的な理由を有しない状態を意味する。この観点からは、本人が実際に同意したかどうかにかかわらず、情報の取扱いから利益又は不利益を受ける関係者をより広く視野に入れ、その取扱いが正当化できるかを検討することになる。本研究では、この考え方を理論的に整理するとともに、アメリカの憲法判例、プライバシーに関する制定法、医療情報の利用をめぐる具体的事件などとの整合性を検討した。

この中心的成果と本研究の課題との関係を明らかにしておく。本研究の課題は、より正式には「憲法上の情報プライバシー権における『適正な個人情報の取扱い』の具体的内容の解明」であり、「適正」とは抽象的には個人情報を取り扱うことに伴う利益と不利益が均衡した状態を指すと解されている。本研究によって導かれた、それに対する答えは「適正な取扱いとは、安定的な取扱いである」というものである。すなわち、安定性概念を用いて適正な取扱いを理解することで、以下で論じるとおり、「適正」に含まれる利益衡量において考慮されるべき利益や、当該利益衡量を統制する理念ないし趣旨、適正取扱いが含意する制度設計指針などが明らかになるのである。

また、本研究の遂行過程では、完成した理論を一度に提示したわけではなく、研究構想の段階から英語論文の第一稿、第二稿へと進む中で、ミシガン大学法科大学院内外の多数の研究者から繰り返し批判と助言を受け、それを踏まえて主張命題や論証構造を修正した。SJD/Research Scholar Colloquium、Governance Lunch、Privacy Law Scholars Conference 2026 などでの報告・討論に加え、「憲法」、「医事法」、「安全保障と市民的自由」に関する授業の聴講や、受入教員をはじめとする研究者との個別の面談を通じて、研究の中核的なアイデアを練り上げることができたのみならず、アメリカ法学の制度的背景とアメリカの法学論文の議論に特有な組み立て方を学ぶことができた。

以下では、まず本研究によって得られた理論的成果を英語論文第二稿の内容をベースに説明し、その後、その成果がどのような研究・討論の過程を経て形成されたのかを時系列に沿って記述しつつ、そこで学んだことを報告する。

2 新しいプライバシー理論の構築

2-1 既存のプライバシー理論が抱える課題

(1) 二者関係による把握の限界

本研究の出発点となったのは、既存のプライバシー理論には、個人情報の利用が大規模化・高度化する今日の情報環境を十分に捉えきれない面があるのではないかという問題意識であった。第一の課題は、個人情報の取扱いが、その情報の本人だけでなく、本人以外の者にも重大な影響を及ぼし得る点を十分に理論化できていないことである (Viljoen [2021])。プライバシーを、本人が自分に関する情報の取扱いを決定できることを中心に構成すると、本人の同意があれば取扱いは原則として正当であり、本人の同意がなければ問題がある、という形で問題を整理しやすい。しかし、データを大量に集積し、統計的な分析やAIの学習に用いる現代の情報利用では、誰の情報を収集ないし学習するかという判断自体が、情報を提供していない第三者の利益や不利益にも影響し得る。

例えば、大規模な病院が、情報利用に同意した患者だけの医療情報を用いて医療用AIを開発する場合を考える。この場合、同意した患者の情報については本人の意思が尊重されているように見える。しかし、同意した患者と異なる属性を持つ人々（同意しない患者やそもそも大規模な病院で医療を受けにくい事情がある人）の情報が十分に含まれなければ、完成したAIの予測精度がその人々について低くなる可能性がある。その結果、情報を提供していない人々が、誤った医療用AIの判定によってむしろ医療上の不利益を受けることもあり得る。この例が示すのは、個人情報の取扱いをめぐる規律を、情報主体と情報取扱主体の二者関係だけで考えることの限界である。プライバシー法が個人を保護しようとするのであれば、個人情報の本人以外の個人に生じる影響も含めて、取扱い全体を評価する視点が必要になる。

(2) 表現の自由との整合性

第二の課題は、プライバシーを表現の自由や知識生成とどのような関係に置くべきかが十分に整理されていないことである。表現の自由に関する議論では、思想、意見、事実などを広く含む情報は原則として自由に流通し、特定の個人や国家が独占的に統制するべきではないと考えられてきた。これに対し、プライバシーは、個人に関する情報の流通又は取扱いを制限し、本人による統制を強める権利として語られることが多い。この二つを単純に対立する価値として捉えると、情報の自由な流通又は取扱いが社会の知識形成に資するという局面ではプライバシーが過小評価されやすい。逆に、プライバシーを優先する場合には、なぜ情報の流通又は取扱いを制限してまでそれを保護する必要があるのかという説明が求められることになる。

本研究では、このような対立図式自体を見直す必要があると考えた(部分的ながらプライバシーと表現の自由を統合的に把握しようとするものとして、Richards [2015])。プライバシーと表現の自由は、いずれも情報の社会的な取扱いを規律する権利であり、しかも最終的には、「個人の自己実現、民主的な自己統治、及び真実の探求に資する、知識生成を支える」という共通の価値を有していると捉えることができる。そうであるとすれば、両者の違いは、知識生成を重視するか否かではなく、どのような情報について、どのような配分・取扱いの仕組みを採用するかにある。この発想が、次に述べる「安定性」としてのプライバシーの基礎となった。

2-2 「安定性」概念による再構成

本研究では、プライバシーないしプライバシーが実現されている状態を、個人情報の「安定的な取扱い」が行われている状態として捉えた。ここでいう安定性とは、ある個人情報の取扱いについて、利害関係を有するいかなる個人も、その取扱いを拒否する合理的な理由を持たない状態である (Scanlon [1998]から着想を得た)。重要なのは、「個人情報の本人が実際に同意したかどうか」に判断の焦点を合わせるのではなく、本人、第三者、情報を取り扱う主体など、当該取扱いに関係する複数の立場から、規範的に見てその取扱いを正当化できるかを検討することである。

この考え方によれば、基本的に、本人の実際の同意によって取扱いの正当性が決まるわけではない。実際に同意を得ていても、その情報利用が本人や第三者に不当な不利益を及ぼすのであれば、

その取扱いとは安定的とはいえない。この意味で、安定性概念には権力の格差や情報の非対称性を排除しようとする公正の理念が埋め込まれているといえる。他方で、本人の個別の同意を得ることが困難であっても、公共的な知識を生み出すために必要であり、かつ関係者の利益を害しないための十分な仕組みが整えられている取扱いについては、安定性を満たし得る。すなわち、「誰が、どのような理由で、この情報取扱いを合理的に拒否し得るのか」という問いに議論の中心を移すのである。

そして、このような理解の利点は、個人情報の保護と利用をゼロサムの関係として捉えずに済む点にもある。現代社会には、医療、行政、安全保障その他の分野において、多数の個人に関する情報を一定程度利用しなければ達成することが困難な目的が存在する。そのような利用を一律に否定すれば、社会全体だけでなく、将来その知識やサービスから利益を受ける個人の利益まで損なうことになりかねない。他方、社会的に有用であるという理由だけで情報利用を広く許せば、目的達成に必要な情報まで収集・利用されたり、収集された情報が別の目的に転用されたりすることによって、個人が不利益を受けるおそれがある。

そこで安定性の観点からは、(すべての主体が合理的に拒否できない) 正当な情報取扱いそれ自体を維持しながら、それに随伴してしばしば生じる、関係者が合理的に拒否し得る情報取扱いをどのように抑制するかが重要になる。換言すれば、問題は「個人情報を利用するか、利用しないか」という二者択一ではなく、必要な個人情報の利用を可能にしつつ、どの範囲の情報を、どの主体が、どの目的で、どのような安全管理措置の下で取り扱うべきかを具体的に設計することにある。このように論点を設定し直すことで、プライバシー理論を、単なる利用制限の理論ではなく、望ましい個人情報の取扱いの在り方を示す制度設計の理論として位置付けることができる。

2-3 表現の自由・知識生成との関係

本研究ではさらに、個人情報を一種の情報資源として理解することにより、プライバシーと表現の自由を共通の枠組みの中で捉えることを試みた。表現の自由は、情報一般について、自由な競争を通じて情報が流通し、さまざまな意見や知見が提示・検証されることを重視する。これに対し、個人情報について同じ仕組みをそのまま採用すると、個人情報の本人に過大な負担を負わせかねない。プライバシーの問題は多くの場合、真実であれば個人情報を取り扱って良いというものではなく、真実であるほど被害は深刻になり得る(プライバシー権論のごく初期から指摘するものとして、Warren & Brandeis [1890])。よって、真偽を巡って繰り返される、より多くの言論による競争によって解決されるものでもない。そこでプライバシーには自由競争市場とは異なる情報資源配分メカニズムを用意する必要がある。その際に参考になるのが、マッチング理論である。同理論は、価格を用いた自由競争市場が上手く機能しない場合に、代替的な資源配分メカニズムとして、「マッチング」を捉える。そうすると、個人情報については、関係者から正当な羨望(異議)が生じないような、個人情報と取扱いの安定的な組合せ(安定マッチング)を実現するという、自由競争市場とは異なる情報資源配分の仕組みを採用していると理解することができる(マッチング理論全般や安定マッチングでは正当な羨望を持つ主体が存在しないことについて、小島=河田 [2024])。

このように整理すると、プライバシーは知識生成に対立するものではなく、知識生成を社会的に持続可能かつ正統なものとする条件の一つとして理解できる。人々が互いに個人情報を利用して知識を生み出すためには、人々がその情報利用を合理的に受け入れられる制度的条件が必要である。取扱いの目的が不明確であったり、必要以上の情報が収集されたり、予想外の二次利用によって不利益を受ける可能性が高ければ、人々は情報利用そのものを拒否しようとするだろう。反対に、情報利用の目的と範囲が明確で、必要のない取扱いが抑制され、関係者に対する説明や安全管理措置が整っていれば、社会に必要な情報利用をより安定的に継続できる可能性が高まる。また、仮に個人情報を強制的に収集・利用した方が知識生成に資するとしても、そもそも知識生成が重んじられる理由である個人の自己実現、自己統治、及び真実探求という趣旨に反する取扱いは許容されないことが重要である(表現の自由の文脈で、知識生成が自己実現、自己統治、及び真実探求に資することについては、Bambauer [2014])。

2-4 アメリカ法との整合性及び具体的事例への適用

本研究では、以上の理論を抽象的な提案にとどめず、アメリカ法の既存の制度や判例と整合するかを検討した。アメリカには、個人情報の取扱い一般を包括的に規律する単一の連邦法が存在するわけではなく、合衆国憲法上の権利保障、医療や教育、消費者保護などの分野ごとの各種の制定法・判例が重層的に存在する。本研究では、安定性概念から4つの観点を導出し、それらがアメリカの様々なプライバシー実定法にも既に埋め込まれていることを確認した。

また、本研究では *Dinerstein v. Google, LLC* (484 F. Supp. 3d 561 (N.D. Ill. 2020), *aff'd as modified*, 73 F.4th 502 (7th Cir. 2023)) という具体的事件を取り上げ、安定性としてのプライバシーの理論を適用した。この作業の目的は、新しい理論を用いることによって、いかなる個人情報の取扱いが問題であり、どのような制度上の改善が考えられるのかを、より具体的に示せるかどうかを検証することにあった。その結果、安定性という観点は、①既存の実定法制度が保護しようとしている利益と見落としている不利益を整理する制度分析、②正当な個人情報の取扱いを維持しながら不当な取扱いを抑える制度設計、③具体的な紛争において問題となる不当な個人情報の取扱いの正当化可能性を検討する裁判規範、という三つの面で一定の利点を持つことを示すことができた。

さらに、安定性としてのプライバシーは、日本の個人情報に関する最高裁判例や不法行為判例とも整合しつつ、それらを改善できることが分かった。また、日本に存在する様々な医療データベースに見られる規律手法の制度的なバリエーションを分析するとともに規範的に評価する際にも有用であるとの見通しが得られた。

3 理論の形成過程及び英語論文執筆過程とそこから得られた学び

3-1 研究の進め方

本研究は、研究構想、英語論文の第一稿、第二稿という各段階で研究内容を報告する機会を求め、得られたフィードバックを次の段階に反映させる、という手法を採って進められた。アメリカの研究者との議論とその反映こそが、長期海外研究であることを最大限に活かすことのできる手法であったことに加え、このような進め方こそがアメリカで一般的な論文執筆過程であったからである。法学には多くの場合実験がなく、また、ピアレビューの法学雑誌も一般的でない中で、論文の質を担保する方法として、ワークショップが非常に重視されているのであろう。

本研究対象期間が開始する1年前の2024年8月からミシガン大学での在外研究を行っていたところ、その初期における構想段階では、個人情報を情報資源と捉え、プライバシーを情報資源のガバナンスとして再構成するという発想は得ていたものの、具体的にどのような配分メカニズムを用いるべきかは固まっていなかった。その後、ミシガン大学での研究報告、授業の聴講、教員との個別相談を通じて理論を具体化し、2025年夏頃までに英語論文の第一稿を作成した。ここまでの、本研究対象期間に先立つ研究活動であった。本研究では、その第一稿を基に日本公法学会、Governance Lunch、及びSJD/Research Scholar Colloquiumで報告を行い、得た批判を踏まえて議論の規範的基礎と構成を大きく見直し、2026年初頭に第二稿を完成させた。それをアメリカの法学雑誌に投稿して公表が決まるとともに、学会でのワークショップで公表までに改善すべき点についてもフィードバックを得た。

以下では、比較的フォーマルな研究活動を中心に記載する。実際には、これら以外にもミシガン大学内外の研究者との個別の面談や日常的な議論から、多数の示唆を得ることができた。研究内容そのものだけでなく、問題の立て方、論文の構成、アメリカ法の理解、英語表現など、多面的な助言を受けたことが、最終的な研究成果の形成に大きく寄与した。

3-2 事前の準備状況

まずは、事前の準備状況について整理しておきたい。

(1) SJD/Research Scholar Colloquium (2024 年 11 月)

渡米後、最初の重要な報告機会は、2024 年 11 月の SJD/Research Scholar Colloquium であり、研究構想についての資料を作成して報告した。このワークショップは、ミシガン大学法科大学院で SJD の学位取得を目指す学生と、アメリカ国外から来た客員研究員が、原則として週に一度、それぞれの研究を報告するものである。各回では、法科大学院の教員がコメンテーターを務め、報告者による約 10 分の説明の後、15 分程度のコメントが示され、さらに参加者全体で質疑応答と討論が 45 分程度行われる。

この時点の私の研究は、先行研究も踏まえて個人情報情報を情報資源と捉え、プライバシーをそのガバナンスの問題として捉えるという基本的な方向性は定まっていたものの、自由競争市場とは異なる情報資源配分の仕組みをどのように構成するかについては試行錯誤の段階にあった。「競争」とは異なる「協力」による資源配分の可能性を検討していたが、表現の自由との関係はあまり意識できておらず、具体的な法制度との接続も十分ではなかった。

この報告に対して、医事法等を専門とし、医療の文脈でプライバシー関連の論文も多数公表している Nicholson Price 教授がコメンテーターとして約 15 分にわたるフィードバックを行い、その後、SJD の学生、客員研究員、ワークショップの運営を担当する Julian Arato 教授らとの討論が行われた。この機会を通じて、ターゲットとする聴衆を意識する必要性や、抽象的な理論を具体的な法的問題に結び付ける必要性など、多数の改善点が明らかになった。また、Price 教授から、「独自性があり興味深いため、このアイデアを英語論文としてまとめ、アメリカの法学雑誌に投稿してはどうか」と勧められた。この助言と励ましは、その後、本研究の成果を英語論文として完成させるという明確な目標を設定する契機となった。

当該報告の準備段階では、受入教員である Mark West 教授から報告資料について詳細な助言を受けたほか、Jessica Litman 教授、Salome Viljoen 教授からも個別に研究構想に関するコメントを得た。日米比較法、知的財産法、競争法など、様々な分野の研究者から異なる観点の批判を受けることによって、自分の問題意識のどの部分が共有されやすく、どの部分には追加の説明が必要なのかを確認できた点も重要な成果であった。

なお、2025 年 1 月及び 2 月には、日本の国立国会図書館憲法調査室の職員や共同研究者とも、上記研究構想について議論し、日本法における妥当性や課題について有益なフィードバックを得た。

(2) 憲法、医事法、安全保障と市民的自由の聴講 (2024 年 9 月～2025 年 4 月)

研究課題を具体化する上では、2024 年秋学期から 2025 年冬学期にかけて聴講した授業からも多くの知見を得た。Julian Mortenson 教授の憲法の授業では、連邦制、連邦政府の権限、合衆国憲法上の権利保障など、アメリカの法制度の基礎を体系的に学んだ。個人情報保護に関するアメリカ法の在り方を理解する際には、個別のプライバシー判例や制定法だけでなく、それらが連邦と州の権限配分や憲法上の権利保障の枠組みの中でどのように位置付けられるかを理解する必要がある。その基礎を学ぶことができたことは、その後の判例・制定法分析に有益であった。

Nicholson Price 教授の医事法の授業では、日本とは大きく異なるアメリカの医療保険制度を含め、アメリカの医事法を広く概観するとともに、医療関係の個人情報に関する重要な規律である HIPAA Privacy Rule の基礎を学んだ。もともと医療データベースや医療用 AI の開発と個人情報保護の関係に関心を持っていたため、この授業で得た制度的知識は、本研究の具体例を検討する際の重要な基盤となった。2025 年 3 月には、授業で得た知見を足がかりに、医療用 AI を開発するための個人情報の収集に関する調査報告を京都大学法学研究科の研究会で行った。この報告の準備を通じて、医療情報利用にかかる制度とその課題を整理したことが、その後の英語論文の執筆に直接つながった。

Barbara McQuade 教授の「安全保障と市民的自由」に関する授業では、安全保障の場面における個人情報取扱いの規律について学んだ。特に、政府機関が一定の情報を知るためには、その目的に直接必要のない個人情報まで同時に収集せざるを得ない場合があること、そして、そのような過剰な収集や利用をいかに最小限にするかが重要な法的課題になることは、本研究の理論に直結する知

見であった。正当かつ必要な個人情報の取扱いと、それに付随する正当でなく不必要な個人情報の取扱いを区別し、後者を抑制するという発想を具体化する上で、安全保障法制の議論は有益な参照対象となった。

（３）英語論文執筆に際しての指導（2025 年 5 月）

資料収集とその読解が一通り進んだ 2025 年 5 月頃には、West 教授と Mortenson 教授に、アメリカの法学雑誌に投稿する論文として望ましい議論の構成について相談した。この過程で特に重要だったのは、先行研究を詳細かつ網羅的に整理してから自説を付け加えるという日本で一般的な構成はアメリカでは読まれにくく、むしろ、具体的な事例を通じて既存理論が十分に対処できない問題を示し、その問題を解決する理論を提示するという構成が望ましいと学んだことである。アメリカでは、自らの論文が現実の生活に具体的にどのように有用であるかをできるだけ早い段階で読者に示すことが求められている。アメリカのプラグマティックな文化がよく表れており興味深く感じるとともに、抽象的ないし理論的に考えがちであり、具体的な事例における理論の含意や独自の意義を上手く説明できないことがある私にとって良い教訓となった。

この助言を受け、本研究でも、抽象的なプライバシー理論の比較だけで議論を進めるのではなく、医療情報の利用など、既存の理論では評価が難しい具体的な場面を示した上で、「安定性」という考え方がどのような追加的な分析や評価を可能にするかを示す方向に論文を組み立てた。この経験は、英語論文の執筆技術を学ぶという意味だけでなく、自らの理論の実践的な意味を明確にする上でも重要であった。

3-3 本研究期間中の学び

次に、本研究期間における主要な学術的活動について報告したい。

（１）日本公法学会部会報告（2025 年 10 月）

2025 年 10 月には、日本公法学会の「情報技術の発展と権利保障」をテーマとする部会において、「プライバシー権と個人データ保護」と題する報告を行った。日本公法学会は、全国の憲法学者・行政法学者が参加する全国規模の学会であり、当該年度は総会テーマとして「情報技術の発展と公法学」が設定されていた。英語論文の第一稿をおおよそ書き上げていた時期であったため、その核となる問題意識を日本のプライバシー権論の文脈に置き直して報告した。

この報告では、プライバシー権を、自分の個人情報の取扱いについて本人が自己決定できる権利として理解する通説的見解を、知識生成との関係から批判的に検討し、それに代わる理解を提示することを試みた。これに対し、知識生成の利益を前面に出すと、個人の自由や利益よりも社会全体の知識生成を優先する議論になりかねず、個人を十分に尊重しないプライバシー権論になるのではないかという重要な懸念が示された。この批判は、後の Governance Lunch や SJD/Research Scholar Colloquium で受けた指摘とも重なり、第一稿の議論を大きく見直す契機となった。

報告の準備に際しては、京都大学の土井真一教授と深く議論し、重要な助言を得たほか、同時期にミシガン大学法科大学院で客員研究員をしていた法政大学の佐野文彦准教授からも報告原稿に対する的確なコメントを得た。英語論文とは議論の立て方が異なるものの、日本の公法学の議論状況に照らして自らの理論を説明し直す作業は、論文の主張命題と論証過程を点検する機会となった。また、日本法内の考察や日本法への含意を主とした日本語による研究成果を準備する好機ともなった。

（２）Governance Lunch（2025 年 11 月）

Governance Lunch は、ミシガン大学法科大学院の行政法担当教員を中心としつつ、憲法、環境法、医療法等の教員、ファカルティフェロー（教員として就職することを目指す、2 年間の任期付研究者）、場合によっては公共政策大学院の政治学研究者など外部の研究者も参加する研究会であり、Nina Mendelson 教授の主催により月 1 回程度開催されている。私は Mortenson 教授の紹介により、2024 年秋以降、原則として各回に参加した。完成した論文草稿を事前に共有して議論する回もあれば、研究計画や着想の段階で自由に意見交換する回もあり、研究の形成過程に応じた率直な討論が

行われていた。

私は、2025 年 11 月に、英語論文の第一稿を参加者に事前共有し、論文全体についてフィードバックを受けた。当時の第一稿は、主として知識生成ないし真実探求の観点から既存理論の問題点を示し、新しいプライバシー理論を提案する構成であった。しかし、複数の参加者から、議論が「プライバシーを保護すれば経験的により良い知識が生まれる」という記述的・経験的な主張なのか（その場合、アメリカではプライバシーが手厚く保護されていないにもかかわらず、生成 AI サービスなどの様々な知識生成が行われていることの説明が必要になる）、あるいは、現実には生成される知識の質や量には直接依拠せずに、「プライバシー保護は知識生成に資する価値がある」という規範的な主張を展開しているのか、が明確でないとの指摘を受けた。また、知識生成を目的として強調しすぎると、そのために個人情報を経験的に収集・集約することさえ正当化しかねないのではないかという懸念も示された。

これらの批判は、自分が意図していた議論と、読者の実際の受け取り方の間にずれがあることを明らかにした。私の意図は、従来の本人中心の議論では見落とされる第三者たる個人を含め、より多くの個人を十全に保護することであったが、知識生成という目的を強く打ち出したため、その意図が十分に伝わっていなかったのである。ワークショップ後には佐野准教授から、聞き取りきれなかったコメントの補足を受けるとともに、議論をさらに深める助言を得た。これらを踏まえ、第一稿の基本構成を維持するのではなく、理論の規範的な基礎から見直す必要があると考えるに至った。

（3）SJD/Research Scholar Colloquium（2025 年 11 月）

同じ 2025 年 11 月には、SJD/Research Scholar Colloquium においても英語論文の第一稿を事前共有し、約 10 分のプレゼンテーションを行った。この場でも、最も重要な批判として、議論が経験的なものなのか規範的なものなのかが中途半端であるとの指摘が複数の参加者から示された。経験的な議論として徹底すべきだという意見と、規範的な理論として正面から正当化を行うべきだという意見の双方があり、自分の研究が何を論証しようとしているのかを明確に示す必要性を改めて認識した。

コメンテーターを務めた Salome Viljoen 教授は、この点を指摘した上で、私が規範的な議論を展開したつもりであったと応答した際、John Rawls の議論が参考になる可能性を示した。これは、その後の第二稿において、個人情報の取扱いを関係者に対してどのように正当化するかという観点を明確にするための重要な手がかりとなった。また、このワークショップでも、知識生成のために個人の犠牲を顧みない方向に進み得るとの懸念が示された。繰り返し同じ問題を指摘されたことにより、単なる表現上の修正ではなく、理論の構造そのものを改める必要があることが明確になった。もっとも、当時の安定性概念は、「個人情報の取扱いを拒否するインセンティブがない状態」として提示していたところ、インセンティブという語自体にも誤解を招いた要因があった。そこで後に、表現の上でも「拒否する理由」という語を選択し、現実の人間がいかなる選好を有しているかではなく、規範的に拒否することが正当な理由が存在するのかを論じていることを明示するに至った。

さらに、アメリカの法学雑誌に掲載される論文としては、主張命題とその論証過程をより簡明にするべきであるとの構成上の助言も受けた。結果として、2025 年冬から 2026 年にかけて、第一稿を部分的に修正するのではなく、論文の構成と理論的基礎を大きく組み替えて第二稿を作成することになった。

（4）Privacy Law Scholars Conference 2026（2026 年 5 月）

日本公法学会、Governance Lunch、SJD/Research Scholar Colloquium で得たフィードバックを踏まえ、2025 年冬から 2026 年にかけて第一稿を大幅に改稿し、第二稿を完成させた。第二稿では、知識生成を重視するという基本的問題意識を維持しつつも、それを単なる社会的便益の最大化として捉えるのではなく、個々人に対して個人情報の取扱いを正当化できるかという規範的な問題を中心に置いた。前述の「安定性」としてのプライバシーは、この改稿過程を通じてより明確な形となった。

第二稿は 2026 年 2 月下旬に一旦完成し、アメリカの法学雑誌に投稿したところ、幸運にも公表で

きることとなった。それに先立ち、論文の内容がおおむね固まった同年 1 月には、Privacy Law Scholars Conference 2026 の選考に応募した。同学会は、アメリカのプライバシー法研究者が多数参加する全国規模の学術的な研究会であり、若手研究者を含む多くの応募者の中からワークショップ論文が選考される。選考を通過し、2026 年 5 月にワークショップ論文の執筆者として参加する機会を得た。

この学会では、執筆者自身が長いプレゼンテーションを行うのではなく、論文を事前共有した上で、コメンテーターがその要点を整理してコメントを提示し、その後、参加者全体で質疑応答を行う方式が採られていた。私の論文については Adobe 社の Emily McReynold 氏がコメンテーターを務め、多数の有益なコメントによって議論を促した。特に、私が想定していた事実関係とアメリカの医療保険の実態との間にギャップがあり得るとの指摘は、自分の限られたアメリカに関する経験・知識を補う重要なものであった。また、とりわけ Hofstra 大学法科大学院の Yunsieg Kim 教授からは、論文を詳細に読んだ上で、より強調すべき点、具体化すべき点、明確化すべき点について具体的な助言を得た。

さらに、自分のワークショップだけでなく他の研究者のワークショップにも参加し、休憩時間やレセプション、公式プログラム終了後にも多くの参加者と交流した。これにより、本研究に直接関わる知見だけでなく、今後、より長期的にプライバシー法研究を進めていく上で有益な研究上のつながりと視点を得ることができた。

4 おわりに

本研究を通じて得られた最大の成果は、プライバシーを、単に情報資源のガバナンスとしてではなく、正当な理由に基づく個人情報の配分メカニズム（安定マッチング型）として具体化しつつ、自由競争市場型の情報資源配分メカニズムである表現の自由との整合性を保つとともに、表現の自由から学びながら、プライバシーを再構成できたことである。個人情報の利用が AI、医療、行政、安全保障など多様な領域で知識生成の基盤となる今日、本人の同意を基準に個人情報の利用の可否を判断することには限界がある。本人以外の第三者に生じる影響を視野に入れ、正当な個人情報の利用とそれに随伴する不当な個人情報の取扱いを区別し、後者を制度的に抑制するという視点は、個人情報の保護と利用の双方を考える上で重要である。

また、本研究の過程そのものも研究成果の形成に大きな意味を持つとともに、アメリカの法学研究の手法や文化を学ぶ良い機会となった。研究構想の初期段階では、情報資源のガバナンスという問題意識はあっても、その規範的基礎や具体的な法制度との接続は十分ではなかった。これに対し、ミシガン大学における複数回のワークショップ、授業の聴講、教員との個別の議論、日本公法学会での報告、Privacy Law Scholars Conference への参加等を通じて、同じ問題を異なる専門分野・法文化の研究者に繰り返し説明し、批判を受けることができた。その結果、知識生成を強調するだけでは個人の利益を十分に尊重しない理論に見えるという問題を認識し、個人情報の取扱いを個人に対して正当化するという規範的視点をより明確に据えることができた。

今後は、第一に、英語論文の編集・公表（2027 年 4 月公表予定）を通じて理論の表現と論証をさらに精緻化する。第二に、英語論文の内容も取り込みつつ、日本の具体的な法制度・事例に安定性の考え方を適用し、日本のプライバシー権論・個人情報保護法制にどのような含意を持つかを検討する論文集を出版することを予定している（2028 年春刊行予定）。そして、長期的には、本研究で得た理論的成果と研究上のネットワークを基礎として、データガバナンス一般にも研究を展開させていくことを目指している。

【参考文献】

Jane Bambauer, *Is Data Speech?* 66 STAN. L. REV. 57 (2014)

MADelyn ROSE SANFILIPPO, BRETT M. FRISCHMANN & KATHERINE J. STRANDBURG EDS.,
GOVERNING PRIVACY IN THE KNOWLEDGE COMMONS (2021)
NEIL RICHARDS, INTELLECTUAL PRIVACY (2015)
Samuel D. Warren & Louis D. Brandeis, *The Right to Privacy*, 4 HARV. L. REV. 193 (1890).
Salomé Viljoen, *A Relational Theory of Data Governance*, 131 YALE L. J. 573 (2021)
T. M. SCANLON, WHAT WE OWE TO EACH OTHER (1998)

小島武仁＝河田陽向『マッチング理論とマーケットデザイン』(日本評論社、2024 年)

〈発 表 資 料〉

題 名	掲載誌・学会名等	発表年月
Privacy as Stability	Northwestern Journal of Technology and Intellectual Property Vol. 24	Forthcoming (2027)
プライバシー権と個人データ保護——知識生成を考慮した個人情報保護へ	公法研究 87 号	2026 年 (近刊)
Privacy as Stability	Privacy Law Scholars Conference 2026	2026 年 5 月 29 日
Privacy as Stability	SJD/Research Scholar Colloquium at the University of Michigan Law School	2025 年 11 月 19 日
Privacy as Stability	Governance Lunch Workshop at the University of Michigan Law School	2025 年 11 月 17 日
プライバシー権と個人データ保護：安定的な知識生成のための個人情報保護へ	日本公法学会	2025 年 10 月 11 日